

刈谷市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産等に広告掲載をすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙その他の印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の公有財産

エ その他広告媒体として活用できる資産等で市長が定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を有料で掲載し、又は掲出することをいい、民間企業等から広告が掲載された物品を無償で提供してもらうこと（以下「無償提供」という。）及び市有施設、市が開催するイベントの名称等の命名権を売却することを含むものとする。

(3) 広告主 広告媒体に広告掲載をするものをいい、その募集及び掲載申込みの取りまとめ等広告掲載に係る事務を取り扱う広告代理店を含むものとする。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 政治性又は宗教性があるもの及び意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(4) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの

(5) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(6) 良好な景観若しくは風致を害するもの又はそのおそれのあるもの

(7) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すもの又はそのおそれのあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

(9) 市が推薦等しているとの誤認のおそれのある表現をしたもの

(10) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でない
と市長が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としないものとする。

(1) 法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの

(2) 広告主(団体にあつては代表者を含む。)の行う事業又は行為が社会的批判
の対象となっているもの

(3) 風俗営業及びこれに類する事業を営んでいるもの

(4) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法
律第154号)による再生又は更生手続中のもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告主として適当でない
と市長が認めるもの

3 前2項に規定するもののほか、広告掲載の範囲に関し必要な事項は、その広告
媒体を所管する課等において、必要に応じ別に定めるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、その広告媒体を所管する課等において実施するものとし、
あらかじめ次の事項を定めるものとする。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告掲載の場所又は位置

(3) 広告の募集方法及び選定方法

(4) 広告の規格及び数量

(5) 広告掲載の時期、期間又は回数

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

2 市長が特に必要と認める場合は、募集する広告主の業種、事業者等をあらかじ
め指定することができる。

3 広告媒体の募集手続を定めるに当たっては、その内容が公平かつ公正であるよ
う努めなければならない。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）広告掲載する広告の原稿案

（2）業務内容等が分かるもの

（広告掲載の決定）

第6条 市長は、前条の広告掲載申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

（広告料の納入）

第7条 前条の規定により決定した広告主は、市長が指定する日までに納入通知書により広告料を納入しなければならない。ただし、無償提供により広告料を徴収しない場合は、この限りでない。

（広告掲載の取消し）

第8条 市長は、第3条第2項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（1）市長が指定する日までに広告料を納入しなかったとき。

（2）その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

（広告料の還付）

第9条 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する広告料には、利息を付さないものとする。

（広告主の責任等）

第10条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 原稿及び広告の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告審査会）

第11条 広告媒体に掲載する広告について審査をするため、刈谷市広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、次世代育成部長、産業環境部長、都市政策部長及び教育部長で組織する。

3 審査会に委員長を置き、委員長は市長の職務を代理する者の順位に関する規則

(昭和 27 年規則第 12 号) で定める第 1 順位の副市長をもって充てる。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審査会は、次の各号のいずれかに該当し、委員長が必要と認めたときに委員長が招集する。

(1) 新たな広告媒体に広告掲載を始めようとするとき。

(2) 広告掲載の可否について疑義が生じたとき。

(3) 市有施設、市が開催するイベントの名称等の命名権を新たに売却しようとするとき及び選定するとき。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 3 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に審査会への出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 13 条 審査会の庶務は、企画財政部財務課において処理する。

(実施責任者)

第 14 条 広告掲載に係る事業の適正な実施を確保するため、広告媒体を所管する課等の属する部の長を実施責任者とする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。